

業務委託契約に係る公募について(公告)

次のとおり受託者を公募します。

令和8年2月17日

香川県知事 池田豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 香川県庁舎本館ゴンドラ保守点検業務
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 業務の概要

ア 業務対象設備

- ・懸垂型ゴンドラ（ケージ式、先端旋回、元旋回：日本ゴンドラ株製 ML-22TT型
積載荷従0.15トン）1台

イ 業務の内容

- ・ゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）第21条に規定されている定期自主検査及び同規則第24条に規定されている性能検査に基づき、点検を実施するものとする。
- ・定期自主検査は毎月1回定期に実施し、点検内容・結果が確認できる作業結果報告書を提出すること。
- ・ゴンドラ安全規則に基づく性能検査の手続き及び立会を行うこと。

ウ その他

- ・点検終了ごとに報告書を提出すること。
- ・一定金額（別途協議）以下の交換部品については、点検業者側の負担とする。
- ・再委託は禁止する。ただし、機器の調整、交換部品の調達のためには、日本ゴンドラ株の協力が必要となる可能性が高いため、この者への一部再委託について、あらかじめ香川県から書面による承認を得て行うことは可能。
- ・受託者は、契約締結後、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力すること。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- (4) 香川県税等に滞納のない者(香川県税の納税証明書(未納のない旨の照明)を提出すること。
ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加者名簿に掲載されている者は提出しなくてよい。)
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者であること。
- (6) 技術及び設備を有し、過去5年間に日本ゴンドラ(株)製ゴンドラの保守点検業務を1年以上行った実績のある者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 応募方法

応募意思表明書(様式任意)を財産経営課に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。
(受付期間)令和8年2月17日(火)～令和8年2月27日(金)(土、日、祝日を除く。)
(受付時間)8:30～12:00、13:00～17:00

4 選定方法

応募意思表明書が2者以上から提出された場合は、後日、県より提示する業務仕様書を参考に、業務計画書を提出していただき、審査の上、受注可能であると判断した応募者の中から見積徴収又は入札により契約者を選定します。

5 質問等

業務内容について質問等がある場合は、令和8年2月24日(火)17時までに下記連絡先までFAXにて連絡してください。なお、FAXを送信した場合は、FAXを送信した旨、必ず下記連絡先まで電話連絡してください。

現場の確認が必要な場合は、令和8年2月24日(火)17時までに下記連絡先まで電話連絡してください。

6 契約書作成の要否

要します。

7 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります

8 その他

この業務は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生じるものとします。

9 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部財産経営課 総務・施設管理グループ 担当者：我谷

T E L : 087-832-3075

F A X : 087-806-0213